

よくある質問について

【全般について】

Q：今までスタッフカードの交付を受けていた人は申請を行わなくても自動的に新しいスタッフカードがもらえますか？

Q：更新申請にあたり、今まで交付を受けていた人も改めて申請しなければいけないですか？

A：現在スタッフカードを持っている方も新規での申請が必要です。申請がなければお渡しできません。

【(様式1)制限区域立入許可証交付申請書について】

Q：添付書類は今までスタッフカードの交付を受けていた事業所についても提出しなければいけませんか？

A：今まで事業所の確認書類として提出は要していなかったですが、今回の更新申請においては提出が必要になります。

なお、更新申請の初回提出時には未提出に○を記載し、以下のいずれか一つの添付書類を提出してください。

〈添付書類（以下のいずれか一つ）〉

①国際埠頭施設に係る港湾運送（関連）事業の許可（届出）書の写し

②貨物自動車運送事業許可書の写し

③法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写し

④確定申告書の写し

Q：添付書類の中から「法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写し」を選択して提出する場合、有効期限はありますか？

A：法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の発行日については、特に有効期限は設けていません。会社の最新の内容が記載されているものを提出してください。

Q：複数回に分けて更新申請を行う場合、添付書類は毎回提出が必要ですか？

A：初回の更新申請時は添付書類が必要になります。2回目以降の更新申請の際には、初回に提出した添付書類の内容が変わらない限りは、添付資料の記載部分は提出済に○を記載し、提出は必要ありません。

Q：「(様式1)制限区域立入許可証交付申請書」の原本はスタッフカードを受け取りに行く際に提出してもいいですか？

A：必ず事前に原本を郵送又は持参して提出してください。全ての書類が揃わないとスタッフカードの作成が行えません。

【(様式2)立入許可申請台帳について】

Q：顔写真はどこに貼り付ければいいですか？

A：「(様式2)立入許可申請台帳」ファイル内の「作業1(入力)」シートに情報を入力し、「作業2(写真)」シートに顔写真を張り付けてメール又はCD・DVD-Rのどちらかで提出してください。